

項 目：1、申し合わせ事項、先例 [R3.11.18 議運決定事項]

テーマ：意見書案・決議案の扱いについて、議員提出議案の扱いについて、

内容	提案会派	決定事項	協議内容の方向性	改正に向けたスケジュール（決定事項）
<p>意見書案・決議案の扱いについて 参考：和光市議会申し合わせ事項7</p>	<p>1 緑風会 2 日本共産党 3 新しい風・希望</p>	<p>[R3.11.18 決定事項] 会議規則第14条第1項で定める提出要件を3名から2名に変更する。</p>	<p>和光市議会会議規則第14条第1項 改正前：議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 改正後：議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>和光市議会申し合わせ事項7 改正前：当該定例会に提出希望の意見書案及び決議案は、次の手順による。招集告示日に案を配付する。各会派はその案を総括質疑の日に開催される議会運営委員会までに検討する。各会派の意見を調整し、全会派の賛成が得られた意見書案及び決議案は、副議長を提出者とする。 改正後：当該定例会に提出希望の意見書案及び決議案は、次の手順による。招集告示日に案を配付する。各会派はその案を総括質疑の日に開催される議会運営委員会までに検討する。各会派の意見を調整し、全会派の賛成が得られた意見書案及び決議案は、副議長を提出者とする。合意が得られなかった意見書案については、会議規則で定める提出者等の要件を満たしていれば、本会議に提出することができる。意見書案等の提出については、一般質問3日目終了後に開催する議会運営委員会に提出するものとする。</p>	<p>会議規則第14条第1項の改正と申し合わせ事項7の変更。</p>
<p>議員提出議案の扱いについて 参考：和光市議会会議規則第14条</p>	<p>1 緑風会</p>	<p>[R3.11.18 決定事項] 提案会派から取り下げの申し出があり、協議の結果、取り下げと決定。</p>		